

徳島県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

令和二年六月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	取消年月日
有限会社AU'S	徳島市昭和町八丁目九一―六	徳島 あんしん福祉サービス	徳島市昭和町八丁目九一―六	訪問介護 居宅介護支援	令和二年六月十九日